

事後審査型制限付き一般競争入札 新旧対照表

旧	新
<p>1～3 (略)</p> <p>4 入札参加資格要件等 事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 入札参加資格要件等 事後審査型制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 入札に参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者</u></p> <p><u>ア 資本関係</u> 以下のいずれかに該当する二者の場合 (ア) <u>子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)</u>と<u>親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)</u>の関係にある場合 (イ) <u>親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</u></p> <p><u>イ 人的関係</u> 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、<u>会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)</u>の一方が<u>民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)</u>である場合を除く。 (ア) <u>一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)</u>が、<u>他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u> a <u>株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u> (a) <u>会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社にお</u></p>

<p>(6) 一般競争入札に付そうとする建設工事等と同一工種（業種）の種別毎の評定点について、前年度の評定点の平均の値及び前々年度の評定点の平均の値が次に該当しない者</p> <p>ア 建設工事 いずれも63点未満である者</p> <p>イ 建設工事に係る委託業務のうち土木設計等委託業務 いずれも58点未満である者</p>	<p>ける監査等委員である取締役</p> <p>(b) <u>会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</u></p> <p>(c) <u>会社法第2条第15号に規定する社外取締役</u></p> <p>(d) <u>会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</u></p> <p>b <u>会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p>c <u>会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p>d <u>組合の理事</u></p> <p>e <u>その他業務を執行する者であつて， a から d までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>(イ) <u>一方の会社等の役員が，他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</u></p> <p>(ウ) <u>一方の会社等の管財人が，他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</u></p> <p>ウ <u>その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合</u>  <u>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合，その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</u></p> <p>(7) 一般競争入札に付そうとする建設工事等と同一工種（業種）の種別毎の評定点について、前年度の評定点の平均の値及び前々年度の評定点の平均の値が次に該当しない者</p> <p>ア 建設工事 いずれも63点未満である者</p> <p>イ 建設工事に係る委託業務のうち土木設計等委託業務 いずれも58点未満である者</p>
--	--

<p>ウ 建設工事に係る委託業務のうち建築設計業務 いずれも63点未満である者</p> <p>(7) 次項第6号に規定する手持ち工事（業務）（以下この号において「手持ち工事」という。）を開札の時点において有しない者。ただし、次のア又はイに該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。なお、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。</p> <p>ア 建設工事のうち税込予定価格が2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者 1件</p> <p>イ 当該年度又は前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者 1件。ただし、建設工事のうち税込予定価格2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者については2件</p> <p>(8) 前各号の規定に掲げる他、設計金額、建設工事等の特性、発注状況等を勘案し、次の事項について要件を付することができるものとする。</p> <p>ア 格付等級に関する事項</p> <p>イ 施工（業務）実績に関する事項</p> <p>ウ 配置予定技術者の資格及び従事経験に関する事項</p> <p>エ 年間平均完成工事高に関する事項</p> <p>オ 手持ち工事（業務）の状況に関する事項</p> <p>5 建設工事等毎に付する要件</p> <p>前項第8号に掲げる各要件の定義は、特別に定めがある場合を除き、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>ウ 建設工事に係る委託業務のうち建築設計業務 いずれも63点未満である者</p> <p>(8) 次項第6号に規定する手持ち工事（業務）（以下この号において「手持ち工事」という。）を開札の時点において有しない者。ただし、次のア又はイに該当するものは、当該者に掲げる件数まで手持ち工事を有することができるものとする。なお、総合評価落札方式においては、公告により定めるものとする。</p> <p>ア 建設工事のうち税込予定価格が2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者 1件</p> <p>イ 当該年度又は前年度において、建設工事のうち発注工事と同一工種について高知市優良建設工事施工者表彰を受けた者 1件。ただし、建設工事のうち税込予定価格2千万円未満の土木一式工事の入札に参加する者については2件</p> <p>(9) 前各号の規定に掲げる他、設計金額、建設工事等の特性、発注状況等を勘案し、次の事項について要件を付することができるものとする。</p> <p>ア 格付等級に関する事項</p> <p>イ 施工（業務）実績に関する事項</p> <p>ウ 配置予定技術者の資格及び従事経験に関する事項</p> <p>エ 年間平均完成工事高に関する事項</p> <p>オ 手持ち工事（業務）の状況に関する事項</p> <p>5 建設工事等毎に付する要件</p> <p>前項第9号に掲げる各要件の定義は、特別に定めがある場合を除き、次によるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
---	---